

# 和歌山市工場立地法準則条例を施行しました！

和歌山市では産業の活性化と雇用の促進を図るため、「和歌山市工場立地法準則条例」を施行しました。工業地域・工業専用地域に新規立地する工場や、既に立地している工場が増設等の事業計画がある場合は、工場立地法における緑地・環境施設面積にかかる基準が、法定割合よりも緩和されます。

## 条例による変更内容

工業の利便を増進する地域である工業地域・工業専用地域を対象地域とし、緑地・環境施設割合を緩和し、重複緑地の算入率を増加しました。

	対象地域 (用途地域)	国の基準	本市の新基準	
			敷地面積 20万㎡未満	敷地面積 20万㎡以上
緑地面積割合	工業地域・ 工業専用地域	20%以上	<b>5%以上</b>	<b>10%以上</b>
環境施設面積割合		25%以上	<b>10%以上</b>	<b>15%以上</b>
重複緑地の算入率		緑地面積割合の 25%以下	<b>緑地面積割合の50%以下</b>	

○増設等の事業計画がある場合に限り、現状よりも緑地を減少することができます。

○条例による緩和した基準を適用する場合は、「和歌山市質の高い工場緑化ガイドライン」に定める緑化基準にご協力下さい。

※条例施行日 H28.12.15

## (参考) 工場立地法概要

製造業、電気・ガス・熱供給業（水力、地熱発電除く）の敷地面積が9,000㎡以上又は建築面積が3,000㎡以上の工場を新設又は変更する場合は、「工場立地法」により次の基準を満たす必要があります。

対象	基準（敷地面積に対する割合）	例
生産施設	30～65%以下（業種により異なる。）	工場建屋、屋外プラント 等
緑地	<b>20%以上</b>	芝、花壇、植栽、生垣 等
環境施設	<b>25%以上（緑地含む。）</b>	噴水、太陽光発電施設 等

※S49.6.28（法施行）以前に設置された既存工場に対しては、経過措置が設けられています。